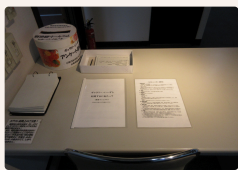


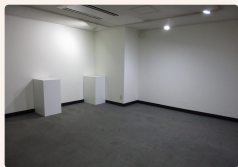


## 展示室のご案内

### 展示室（1）



### 展示室（2）



### その他の関連設備

#### ○掲示板

ポスターの掲示に活用ください



#### ○大町公民館分室

鍵の受け取り窓口になります



## ご利用の手順

1

### 利用申請書提出

利用する1か月前までに利用申請書をご提出ください。申請書はHPからダウンロードまたは市教育委員会生涯学習課窓口にてお声がけください。  
(事前に電話での仮予約が可能です。)

2

### 利用料支払い

指定する期日までに利用料をお支払いください。

3

### 施設利用

- ①鍵は大町公民館分室で保管しています。開錠の際は、大町公民館分室へお声がけください。
- ②利用については、注意事項をお読みの上ご利用ください。
- ③お帰りの際には、照明の消灯・冷暖房の電源・管内の火元等の安全確認を必ず行い、出入り口の施錠を必ず行ってください。
- ④鍵を大町公民館分室にご返却ください。



## 施設のご案内

ギャラリー・いーずらは、芸術文化の啓発・普及などの活動を行うための貸し展示スペースです。ここでの展示会は、どなたでも入場無料でご観覧いただけます。



長野県大町市大町3800番地1つくだビル3階

#### 開館時間

午前10時～午後6時

#### 休館日

月曜日、祝日の翌日  
(月曜日が祝日の場合は開館、翌日休館日)  
※大町公民館分室と同様

#### 利用料

日額1,000円(最大貸出期間：14日間)

#### お問い合わせ

大町市教育委員会生涯学習課  
生涯学習・青少年係



0261-22-0420 (内線622)



shogai@city.omachi.nagano.jp



貸し展示スペースのご案内

ギャラリー・いーずら





# ギャラリー・いーずらの利用にあたって

## ○利用対象者

- ・居住地問わず、学校や園、法人または個人等で利用責任が明確になっている者。

## ○利用者の責任

- ・利用期間中のギャラリーの適正な維持管理（保安、展示物の管理、火気、清掃等を含む）はすべて利用者の責任（管理人を置くなど）において行ってください。

## ○利用の制限

- ・入館料を徴収する場合は利用できません。
- ・美術品の販売を目的とする場合は利用できません。（展示に係る物販は可能 ※画集・ポストカードなど）

## ○会場の管理

- ・利用期間の開館時間中は常時必ず管理当番の方を置いてください。
- ・利用期間中は必ず毎日管理日誌にご記入をお願いします。（受付机上に備え付けてあります）

## ○照明の使用

- ・スポットライト等の照明を操作するスイッチは、展示室(1)は出入口横壁面に、展示室(2)はトイレ内壁面にあります。
- ・スポットライトの天井部ライティングレールへの取り付け許容電力量は各レール1,100Wです。（目安として1レールにライト10個まで）1つのレールに集中してライトを取り付けると許容電力量を上回り、発熱による火災等の危険が生じます。各レールに分散してライトを取り付けてください。

## ○エアコンの使用

- ・冷暖房の電源スイッチは、展示室(1)は出入口横壁面に、展示室(2)はトイレ内壁面にあります。
- ・暖房時の設定温度は20～23℃としてください。（温度を上げすぎると暖房が効きません）また、暖房運転中は温風が出ないからといって電源を切らないでください。（外気温が低い時は運転開始時や使用中に「準備中」あるいは「霜取り中」の表示がでて、しばらく温風が出ません）

## ○備品の使用

- ・長机・ワイヤー等の備品は大切に扱ってください。長机を物置から出し入れする際は、展示室壁面や床面の破損にご注意ください。
- ・搬入や飾付、片付けや撤収の際には、怪我等ないように十分にご注意ください。
- ・備品や設備等を破損した場合は、教育委員会へ至急ご連絡ください。

## ○片付け・清掃

- ・展示室及びトイレは毎日清掃を必ず行ってください。用具は展示室(2)内のトイレ洗面台付近に常備してあります。使用後は必ずもの場所へ戻してください。
- ・片付けや撤収の際は必ず床面に掃除機をかけてください。
- ・利用期間中に出了ゴミは全てお持ち帰りください。

## ○緊急時の対応

- ・万が一、火災・災害や事故等の緊急事態が発生した際は、落ち着いて避難して安全を確保するとともに関係機関への通報等の対応をしてください。
- ・事前に緊急連絡表を確認するとともに消火器の位置を確認してください。

## ○その他

- (1) 館内は全面禁煙です。
- (2) 風紀または秩序を乱す等、不相当と認めた場合は、利用許可期間中であっても利用を取り消すことがあります。
- (4) 転貸することはできません。
- (3) 設備や備品等が損傷した場合は、利用者がその補償義務を負います。また、利用期間中の館内での作品等の盗難、紛失、汚損等については市教育委員会では責任を負いません。

ギャラリー・いーずら平面図

